

防衛省が運用再開について直接対面で説明した自治体等一覧

青森県	青森県
	三沢市
	東北町
	六ヶ所村
宮城県	宮城県
千葉県	千葉県
東京都	東京都
	福生市
	武蔵村山市
	羽村市
	立川市
	昭島市
	瑞穂町
神奈川県	神奈川県
	大和市
	綾瀬市
	相模原市
	座間市
	横浜市
静岡県	御殿場市
	裾野市
	小山町
	東富士演習場地域 農民再建連盟
山梨県	富士吉田市
	山中湖村
	忍野村
	富士吉田市外二ヶ 村恩賜県有財産保 護組合

山口県	山口県
	岩国市
佐賀県	佐賀県
	佐賀市
鹿児島県	鹿屋市
	屋久島町

沖縄県	沖縄県
	宜野湾市
	嘉手納町
	那覇市
	名護市

(※) この一覧に含まれておらず、「防衛省が運用再開について説明した自治体等一覧」(別紙2)に含まれている自治体等へは、メール、電話等で説明を実施。

出典：防衛省提出資料

令和6年3月14日
防 衛 省

資料要求について

下記のとおり、回答いたします。

記

3月9日に行われた米軍オスプレイの運用停止措置の解除に関する木原防衛大臣臨時会見で大臣は「米側からは事故調査委員会における調査には、訴訟や懲戒処分などへの対応に関することも含まれるため、報告書が公表されるまでは、米国内法上の制限により、詳細について対外的に明らかにすることはできないとの説明を受けている」と説明されていますが、この「米国の国内法」とは何ですか。

1. 米側からは、航空機事故を受けて行われる調査について、公表される情報が制限されるとの説明を受けています。
2. 米国において、その法的根拠はいくつかありますが、判例法、軍の内規、合衆国法典第10部第2254条が含まれるとの説明を受けています。

令和6年3月15日
防 衛 省

資料要求について

下記のとおり、回答いたします。

記

判例法や軍の内規とあるが、もっと具体的に記載してほしい。また、合衆国法典第10部第2254条の内容についても記載して欲しい。

1 判例

<https://casetext.com/case/machin-v-zuckert>

<https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/465/792>

2 軍の内規

https://static.e-publishing.af.mil/production/1/af_se/publication/dafi91-204/dafi91-204.pdf

https://static.e-publishing.af.mil/production/1/af_ja/publication/afi51-307/afi51-307.pdf

3 合衆国法典第10部第2254条

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/10/2254#:~:text=For%20purposes%20of%20any%20civil,nor%20may%20such%20information%20be>